

7不61
副 本

控訴状

令和6年1月10日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人指定代理人	輿 水 將 利	
	江 原 謙	
	古 川 善 健	
	西 方 俊 平	

控訴人（第一審被告） 国
代表者 法務大臣 小泉 龍司
控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所は別紙のとおり）

部	付	輿	水	将	利
部	付	江	原	謙	一
訟務官	官	古	川	善	健
法務事務官	務官	西	方	俊	平

〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3847番地

被控訴人（第一審原告） 大川原化工機株式会社

同代表者 代表取締役 大川原 正明

〒 [REDACTED]

被控訴人（第一審原告） 大川原 正明

〒 [REDACTED]

被控訴人（第一審原告） 島田順司

〒 [REDACTED]

被控訴人（第一審原告） 相嶋 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

被控訴人（第一審原告） 相嶋 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

被控訴人（第一審原告） 相嶋 [REDACTED]

国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 1億5844万9209円

貼用印紙額 74万5500円

上記当事者間の東京地方裁判所令和3年(ワ)第23302号国家賠償請求事件について、令和5年12月27日に言い渡された判決のうち、控訴人敗訴部分については全て不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 被告国は、原告会社に対し、被告都と連帶して、1億4951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告都は、原告会社に対し、1億5187万8438円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、1億4951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して）を支払え。
- 3 被告国は、原告大川原に対し、被告都と連帶して、115万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 被告都は、原告大川原に対し、137万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、115万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して）を支払え。
- 5 被告国は、原告島田に対し、被告都と連帶して、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 6 被告都は、原告島田に対し、440万円及びこれに対する令和3年9月29

日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して）を支払え。

7 被告国は、原告 [REDACTED] に対し、被告都と連帶して、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

8 被告都は、原告 [REDACTED] に対し、218万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して）を支払え。

9 被告国は、原告 [REDACTED] 及び原告 [REDACTED] に対し、被告都と連帶して、それぞれ103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

10 被告都は、原告 [REDACTED] 及び原告 [REDACTED] に対し、それぞれ109万1740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して）を支払え。

11 原告らの被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。

12 訴訟費用はこれを10分し、その3を被告らの負担とし、その余を原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る被控訴人らの控訴人に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用のうち、控訴人と被控訴人らとの間で生じたものは第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書をもって明らかにする。

附 屬 書 類

- | | |
|-------------|----|
| 1 控訴状副本 | 6通 |
| 2 履歴事項全部証明書 | 1通 |
| 3 指定書 | 1通 |